別冊

岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標について 教育研修課

| 策定について

- (1) 平成29年4月1日に教育公務員特例法等が一部改正
 - ・教員等の任命権者は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標 に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適正に 応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた 教員研修計画を定めるものとする。
- (2)岐阜県教育委員会教員育成協議会設置要綱に基づき、平成 29 年に育成協議会を設置
- ・教員が<u>キャリアステージに応じて身に付けるべき資質や能力を明確化した</u>到達目標を作成し、それに応じた研修の充実を図ることで、教員の資質向上を目指す。
- (3)「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標【幼・小・中・ 高・特・養・栄】(教員育成指標)」を策定 → 平成30年2月教研第436号にて発出
- (4)「教員育成指標【校長(管理職)】(教員育成指標)」を策定
 - → 令和2年 10 月教研第 197 号にて発出
 - ▶ 指標に基づいた研修体系、講座を構築し実施

2 改訂について

- (1) 令和3年1月26日付中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜」にて「ICT活用指導力」と「特別支援教育」に関する指標の策定が示された。
- (2) 令和3年の教員育成協議会
 - ・第 | 回協議会 令和3年7月26日(月)
 - · 第2回協議会 令和3年9月21日(火) 両日15:00~16:30
- (3)「教員育成指標【幼・小・中・高・特・養・栄】」を改訂
 - → 令和3年10月 教研第168号にて、活用ガイドとともに発出
 - ▶ 現在、令和4年度用の指標に基づいた研修体系、講座を構築中

3 指標の活用について

- 一人一人の教員が、自分自身のキャリアステージに求められる資質能力を把握し、自己課題を明確にしたり、目標を設定したりする際の拠りどころとして活用
- 校長(管理職)が、一人一人の教員との「対話」を通して、資質向上に向けた指導助言をする際や、岐阜県総合教育センター等で実施する研修等の受講を奨励する際に活用